

札幌市横断歩道橋の撤去に関する考え方

【第1回 撤去候補の見直し】

これまでの経緯

札幌市では、平成 25 年度に横断歩道橋の撤去に関する考え方を整理し、撤去候補に該当する横断歩道橋を選定して、地域に対して撤去の提案ができることとしました。

この考え方に基づき、条件に該当する 14 橋の横断歩道橋を撤去候補として位置付け、これまでに 7 橋の横断歩道橋について、札幌市から地域に対して撤去の提案を行い、撤去が決まりました。また、地域から撤去要望のあった 1 橋を合わせると、14 橋のうち 8 橋の横断歩道橋の撤去が決まっています。

なお、撤去候補は、5 年毎に横断歩道橋の利用実態調査を実施し、そのつど検討、見直しを行うこととしています。

○撤去が決まった横断歩道橋

撤去候補に位置付けた 14 橋の横断歩道橋のうち、以下の 8 橋の撤去が決まり、そのうち 7 橋が撤去されました。

- | | |
|---|------------|
| ・中央図書館前横断歩道橋（中央区南 22 条西 13 丁目）
※H25.2 に地域から撤去要望が提出 | H26.9 撤去済 |
| ・菊水西町横断歩道橋（白石区菊水 2 条 1 丁目） | H27.7 撤去済 |
| ・藻岩下横断歩道橋（南区南 35 条西 10 丁目） | H27.9 撤去済 |
| ・琴似小学校前横断歩道橋（西区琴似 2 条 7 丁目） | H28.7 撤去済 |
| ・宮の沢横断歩道橋（西区宮の沢 1 条 2 丁目） | H28.7 撤去済 |
| ・北 3 条東 4 丁目横断歩道橋（中央区北 3 条東 4 丁目） | H29.7 撤去済 |
| ・新陽横断歩道橋（北区北 24 条西 13 丁目） | H29.11 撤去済 |
| ・豊水横断歩道橋（中央区南 7 条西 1 丁目） | H30 撤去予定 |

撤去候補の検討、見直し

横断歩道橋の利用状況や設置状況、周辺環境等について、下記のような条件により、横断歩道橋としての役目を終えたと判断した場合、撤去候補と位置付けます。横断歩道橋の現状については、5年毎に行う利用実態調査を平成28年9月に実施したことから、その結果を踏まえ、撤去候補の検討、見直しを行いました。

なお、これまで行ってきた意見交換会や協議会の場で、横断歩道橋撤去後の安全対策に関する意見が多く出されていることから、撤去候補の選定にあたっては、これまで検討されていなかった撤去後の道路を横断する手段について考慮することとし、横断歩道橋に代わる機能が確保されることを新たに撤去候補の条件に加え、利用者の利便性と安全性について検討しました。

○撤去候補の条件

1. 横断歩道橋の利用者が少ない。
 - ・児童の利用が少なくなった。
 - ・階段の上り下りが困難なため、高齢者の利用が少なくなった。
 - ・歩道橋周辺に信号機及び横断歩道が整備された。
 - ・歩道橋周辺の乱横断が多い。条件：日中12時間（7：00～19：00）における利用者が概ね100人未満、
または、児童の利用が概ね20人未満
2. 歩行者への安全性の問題が生じている。
 - ・歩道橋の支柱や階段が交差点部に位置していることから、歩行者やドライバーからの視認性が悪く、乱横断や飛び出しなどによる事故を招くおそれがある。
 - ・歩道橋の近傍に横断歩道などがあり、歩道橋が撤去されても安全に道路を横断することができる。
3. 歩道空間が狭隘化している。
 - ・歩道橋の支柱や階段により歩道の有効幅員が狭くなり、通行に支障をきたしている。
 - ・高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリーな道路空間が整備されていない。
4. 横断歩道橋に代わる施設がある。
 - ・近傍に横断歩道などがあり、歩道橋が撤去されても安全に道路を横断することができる。

○撤去候補の横断歩道橋

撤去候補の見直しを行った結果、以下の4橋の横断歩道橋を撤去候補に位置付けました。

・山元横断歩道橋（中央区南18条西17丁目）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H23.9	70	6	76	（11）
H28.9	46	10	56	（1）

- ・児童の利用が少なく、大人の利用者数でも条件の数値を下回っている。

（設置状況）

- ・歩道橋の階段や支柱により歩道の有効幅員が狭くなっている。
- ・南側の階段は取付道路の歩道部に設置され、歩道全幅を塞いでいるため、歩行者が車道を通行する形状となり、歩行者の安全性が損なわれている。

（周辺環境）

- ・歩道橋の近隣には住宅や施設等が少なく、主要な歩行者動線として、歩道橋箇所での道路横断の必要性は低い。そのため、歩道橋を撤去しても近傍の既設横断歩道を利用し道路横断することができる。

・中島公園東通横断歩道橋（中央区南10条西3丁目）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H23.9	372	15	387	（94）
H28.9	122	3	125	（148）

- ・児童の利用が少なく、また、全体の利用者が少なくなった。

（設置状況）

- ・西側のらせん状階段が歩道の中央部にあるため、歩道がう回する形状で見通しが悪く、また、沿道施設の車両入口と近接しているため、ドライバーからの視認性や歩行者の安全性が損なわれている。

（周辺環境）

- ・歩道橋の東側にあるホテルやビル等の施設や西側にある中島公園の出入口は、近傍の既設横断歩道の近くにあるため、主要な歩行者動線として、それらを利用し道路横断することができる。

・ **東山横断歩道橋**（豊平区平岸 3 条 9 丁目）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H23.9	94	22	116	（10）
H28.9	103	19	122	（15）

- ・ 児童の利用が少なくなり、また、全体の利用者も少ない。

（設置状況）

- ・ 歩道橋の支柱が交差点部にあり、取付道路からの視認性が悪い。
- ・ 歩道橋の支柱により歩道の有効幅員が狭くなっている。

（周辺環境）

- ・ 直近の交差点に横断歩道が設置されており、歩道橋を撤去しても、代替の横断施設として道路横断することができる。

・ **真駒内南町横断歩道橋**（南区真駒内 17 番 462）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H23.9	170	0	170	（6）
H28.9	81	0	81	（2）

- ・ 児童の利用がなく、全体の利用者数でも条件の数値を下回っている。

（周辺環境）

- ・ 歩道橋近隣には住宅等がなく、主要な歩行者動線として、既設横断歩道を利用し道路横断することができる。

○撤去候補から除外する横断歩道橋

平成 25 年度に撤去候補に位置付けた横断歩道橋で撤去が決まっていない 6 橋について、撤去後の横断機能の確保を新たに撤去候補の条件として加え見直しを行った結果、以下の 5 橋を撤去候補から除外しました。

(真駒内南町横断歩道橋は、撤去候補として継続)

・南大通横断歩道橋 (中央区大通西 1 丁目)

(利用状況)

調査年月	大人	児童	計	(乱横断)
H23.9	675	0	675	(41)
H28.9	636	0	636	(3)

- ・児童の利用はないが、全体の利用者が多い。
- ・沿道ビルと接続し利便性が高く、通勤時間帯のほか、日中も平均的に利用されている。

(周辺環境)

- ・変形交差点部に架かっている歩道橋で、道路形状が複雑なため、代替の横断歩道の設置には不向きな場所であり、歩道橋を撤去した場合、利用者の乱横断が懸念され、利便性と安全性が損なわれる。

・西 2 丁目横断歩道橋 (中央区北 5 条西 2 丁目)

(利用状況)

調査年月	大人	児童	計	(乱横断)
H23.9	452	4	456	(119)
H28.9	418	8	426	(97)

- ・児童の利用はほとんどないが、全体の利用者が多い。

(周辺環境)

- ・歩道橋が架かっている道路の西側にはバスターミナル出口があり、その区間は歩道が無く、沿道ビルの 2 階部分を歩行者が通行している。
- ・この沿道ビルの 2 階部分と歩道橋は一連で接続し、また、対面には駐車場があることから利用者が多く、歩道橋を撤去した場合、利用者の利便性と安全性が損なわれる。

・北大南横断歩道橋（北区北8条西10丁目）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H23.9	192	10	202	（83）
H28.9	215	5	220	（73）

- ・児童の利用はほとんどないが、全体の利用者がやや多い。

（周辺環境）

- ・歩道橋の近傍には横断歩道がない。
- ・交通量の多い道路のカーブ区間の終点部に架かっている歩道橋で、また、直近の交差点は道路構造が複雑な形状になっているため、いずれも代替の横断歩道の設置には不向きな場所であり、歩道橋を撤去した場合、利用者の乱横断が懸念され、利便性と安全性が損なわれる。

・厚南大通り横断歩道橋（厚別区厚別中央2条5丁目）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H23.9	1,336	3	1,339	（123）
H28.9	1,353	5	1,358	（600）

- ・児童の利用はほとんどないが、全体の利用者が多い。
- ・JR駅やバスターミナルに繋がる沿道ビルと接続し利便性が非常に高く、通勤、通学時間帯のほか、日中も平均して利用されている。

（周辺環境）

- ・近傍に横断歩道はあるが、沿道ビル1階部分のバスターミナル出口に近接しており、また、歩道橋はJR駅までの主動線となっているため、撤去した場合、利用者の利便性と安全性が損なわれる。

・琴似横断歩道橋（西区琴似2条7丁目）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H23.9	404	11	415	（21）
H28.9	660	23	683	（14）

- ・児童の利用が増え条件の数値を上回り、また、全体の利用者も多い。
- ・近隣中学校の通学路に指定されており、大人の利用者の半数程度は中学生の通学利用となっている。

意見交換会、協議会

○地域との意見交換会

協議会を開催する前に横断歩道橋撤去に関する地域の考え、意識を確認する必要があります、当該横断歩道橋に係る連合町内会長、単位町内会長及び小中学校関係者、PTA・スクールゾーン実行委員会等による意見交換会を開催します。ただし、事前に地域住民等の意見の聞き取りができた場合には省略できます。

事務局は建設局総務部道路管理課、建設局土木部道路維持課が担い、区市民部総務企画課（地域安全担当）及び区土木部維持管理課、まちづくりセンターと連携しながら進め、横断歩道橋の利用状況や周辺環境、撤去候補と位置付けた理由等を説明したうえで、それぞれの考え方や意見の整理を行い、撤去の提案が認められた場合、協議会を設置します。

○協議会

協議会は、意見交換会において横断歩道橋撤去の提案が認められた場合に設置し、事務局は建設局総務部道路管理課、建設局土木部道路維持課が担い、「横断歩道橋の検討フロー」に基づき行います。

－以上－